

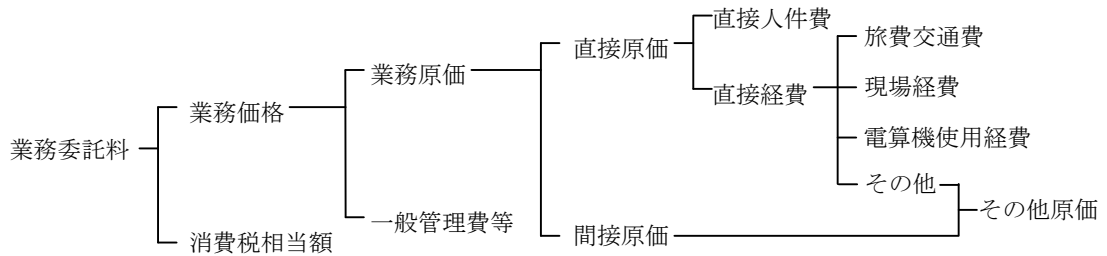
2 堤防等点検支援業務積算基準(案)

1. 適用範囲

この積算基準は、河川堤防等の定期点検及び異常時点検、出水時点検業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託費の構成



(2) 各構成費目の算定

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

(i) 業務打ち合わせ

1 業務当たり業務管理者を技師(A)として月 1 回(0.5 人/月)計上する。

(ii) 指揮・監督

業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(A)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること

(iii) 定期及び異常時点検

定期点検及び異常時点検は次表を標準とする。

	職 種	単 位	業 務 内 容	歩 掛 り
堤防等点検者	技師 (C)	人	現地点検	0.12 /km
〃	〃	人	点検結果とりまとめ	0.03 /km
計				0.15 /km

*点検路長当たりの歩掛りとする。

*点検平均幅は、10~20mを標準とする。なお、点検幅とは水平長であり法長とはしないこと。

(iv) 出水時点検

a. 事前打合せ

業務実施に先立ち、業務内容の説明会及び事前調査・通報訓練を実施するもので、これらは交替班も含めた全班数とし、1日分を計上する。

b. 点検業務

[班編成]

点検業務の班編成は、次表を標準とする。

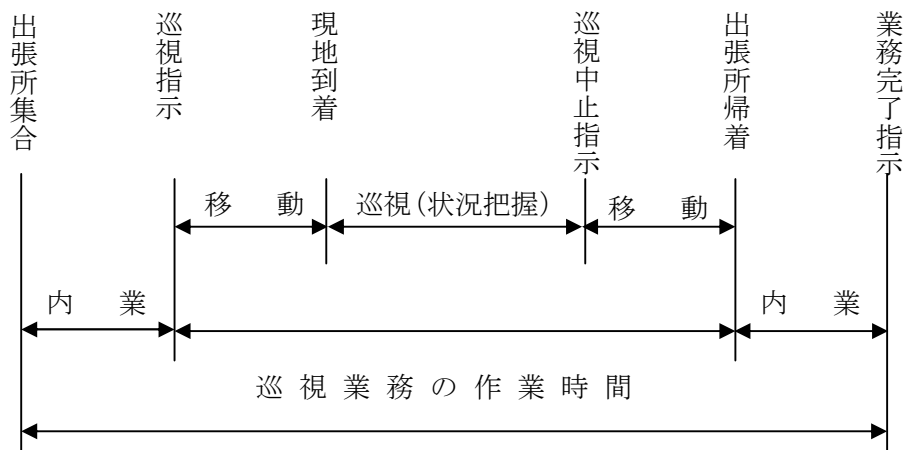
	職種	員数	備考
出水時管理者	技師 (C)	1人	各出張所に駐在する。
出水時点検員	技術員	2人	出水時の現地点検等
運転員	一般運転手	1人	

[時間単位の算定]

対象時間	時間帯	1時間あたり単価
5h~22h	始めの8時間	基準日額×1/8・・・①
	8時間をこえる部分	①×構成比×1.25
22h~5h	始めの8時間	①+①×構成比×0.25
	8時間をこえる部分	①×構成比×1.5

[点検時間の算定]

点検時間の算定は、下図を標準とする。



- (注) 1. 各段階での指示は、監督職員が行うものとし、点検業務の作業時間は出張所又は現地集合から業務完了指示までとする。
2. 12時間交替制とする。
3. 当初設計は、各時間帯とも見込み時間数を計上し、変更設計で精算するものとする。

[運転時間]

- ・出発及び帰着地は出張所とし、班の交替は現地交替として積算する。
- ・車両の標準速度は下記とする。
 - 現地までの移動速度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 km/h
 - 重要水防箇所（A・B）区間の点検速度・・・・・・・・ 10 km/h
 - その他区間の巡視速度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 km/h
- ・車が進入出来ない区間は、徒歩による点検とし、速度は 2 km/h とする。

[班数の算定]

- ・上記の運転時間で算出した点検時間が、1 巡するのに 1 時間以内となる班数を設定するのを標準とする。

(ロ) 直接経費

a 旅費交通費

交通費は、業務処理に従事する者が、原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は精算しないものとする。

b 現場経費

業務に必要な自動車（5 人乗りライトバン 1,500cc）の経費を計上するものとする。

運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして計上しない。

c 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. その他

(1) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

③ 直接人件費

- イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。
- ロ 災害等で大幅に業務量に変更になった場合は、変更契約の対象とする。
(編成人員及び超過業務時間)

④ 直接経費

- イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合には変更しない。
ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。
- ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。

③ その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。

(2) 車両管理

巡回に必要な自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。

(3) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、土木設計業務等標準積算基準書及び同(参考資料)を参考とする。